

毎週火、金曜日発行（但休日に該當する場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◆訓令 山林事務所処務規程等の廃止
- ◆告示 森林法による保安林の解除予定
- ◆選管告示 測量法による基本測量の実施
- ◆教委訓令 公職選挙法により当選証書を附与した県議会議員の住所氏名
- ◆教委告示 定例教育委員会の招集
- ◆公告 昭和三十七年度の建築塗装工及び家具工の二級技能検定合格者
- ◆告示 実施要領 毒物及び劇物取締法による毒物劇物取扱試験

鳥取県訓令第八号

地 方 農 林 振 興 局

山林事務所処務規程等を廃止する訓令を次のように定める。

昭和三十八年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

山林事務所処務規程等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

一 山林事務所処務規程（昭和三十年四月鳥取県訓令第八号）

二 耕地事務所処務規程（昭和三十年四月鳥取県訓令第十号）

この訓令は、昭和三十八年五月十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百三十号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け

この訓令は、昭和三十八年五月一日から施行する。

第四条 勤務条件の特殊性により第二条の規定により難

い場合は、各所属長は教育長の承認を得て休息時間に
別にじれを定めることとする。

事務局本庁
学校以外の教育機関

休憩時間に関する規程を次のように定める。

昭和三十八年五月十日

鳥取県教育委員会

休憩時間に関する規程

鳥取県教育委員会告示第十八号
定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年五月十日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一 日時 昭和三十八年五月十四日 午前十時

二 場所 鳥取市 鳥取県教育委員会教育委員室

三 議題

1 県営財産取扱について

2 その他

第一条 休憩時間は勤務時間に含まれ、これに対しても給与を支給する。
第二条 休憩時間は午後零時から午後零時十五分まで及び午後五時から午後五時十五分までの各々十五分間とする。ただし、土曜については午後零時十五分から午後零時三十分までとする。

第三条 休憩時間は、前条の時間内に与えられなかつた場合においても、繰りこなれるとはしない。

職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条及び職業訓練法施行令（昭和33年政令第199号）第2条の規定により実施した昭和57年度の建築塗装工及び家具工の2級の技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和38年5月10日

鳥取県知事 石破二朗

検定種別 第2次試験場 合格者 氏名

河西	智多賀	多賀	金山	時男
山根	功	森本	善雄	山根 敏
新川	春海	西田	武司	阿部 敏
荒田	良男	岸本	四郎	福本 宣好
中島	武男	下田	一	土橋 均
牧田	幸治	牧田	一徳	角田 一之
渡辺	勇雄	福田	秀治	中本 陽宏
早瀬田忠雄	米村	弘	加藤 敏彦	
松本	進	田賀	信明	
米子職業訓練所	津原	輝夫	岩崎 彰渡	定義
高住	保利	湯谷	勇雄	阿部 孝一

指物製作業	鳥取絵画職業訓練所	吉田 政治	八幡 章美
椅子製作業	谷口 寿親	奥田 勇	安養寺一正

毒物及び劇物取扱法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和38年5月10日

鳥取県知事 石破二朗

1 期日及び場所

昭和38年6月11日（火曜日） 午前9時30分から午後3時30分まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験の種類及び科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他の取扱方法。

ただし、農業用のみを受験する者に対する筆記試験の毒物及び劇物の範囲は、別記のとおりとする。

00618

7 昭和38年5月10日 金曜日 公報 取県公報 第3426号

（第3種郵便物）
謹

00617

昭和38年5月10日 金曜日 公報 取県公報 第3426号

（第3種郵便物）
謹

6

昭和38年5月10日

金曜

鳥取県公報第3426号

(2) 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法。ただし、農業用のみを受験する者に対する実地試験の範囲は、筆記試験の場合と同様とする。

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭和26年3月鳥取県規則第9号)第2条に規定する受験申請書に500円の鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和38年5月31日までに、所轄保健所長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真(申請前6月以内に、脱帽で半身を撮影した名刺判で、台紙にはりつけていないもの。) 2枚

(4) 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、精神病者又はおし、つんば、盲若しくは色盲の者でないことを証する医師の証明書。

1 黄りん、硫化リン及びこれらのはいづれかを含有する製剤

2 クラーレ及びこれらを含有する製剤

3 シアン化合物及びこれを含有する製剤、但し、ペルリニ青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいづれかを含有する製剤を除く。

4 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞及びこれらのいづれかを含有する製剤を除く。

5 ニコチン、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤。ただし、ニコチンとして10%以下を含有するものを除く。

6 硫素、その化合物及びこれらのいづれかを含有する製剤

7 モノフルオール酔酸、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤

8 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤

- 9 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤
10 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
11 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
12 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイド及びこれを含有する製剤
13 パラクロルフェニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤
14 2-クロル-4-メチル-6-ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤
15 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
16 ジメチルエチルカルバコートエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
17 モノフルオール酔酸アミド及びこれを含有する製剤
18 ジニトロクレゾール、その塩類及びこれらのいづれ

- かを含有する製剤
19 2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール及びこれを含有する製剤
20 リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
21 ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤
22 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤
23 アルカノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-ム-2,4-ジニトロ-6-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。
24 オクタクロルテトラヒドロメタノフクラン及びこれを含有する製剤

00621

鳥取県公報第3426号

- 25 ジメチル-(ジエチルアミド)-1-クロルクロトニル) - ホスフェイト及びこれを含有する製剤
26 亜鉛塩類、ただし、炭酸亜鉛及び醋酸亜鉛を除く。
27 アンモニア水。ただし、アンモニア10%以下を含有するものを除く。

- 28 塩酸及びその含有物。但し、塩化水素10%以下を含有するものを除く。

- 29 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

- 30 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素3%以下を含有するものを除く。

- 31 苛性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。

- 32 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

- 33 クロルピクリン及びこれを含有する製剤

- 34 錫弗化水素類塩類

- 35 銅塩類。但し、雷銅を除く。

- 36 ニコチンとして10%以下を含有する製剤
37 ニ硫酸炭素及びこれを含有する製剤
38 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。
39 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。

- 40 ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。

- 41 硫酸及びその含有物。但し、硫酸10%以下を含有するものを除く。

- 42 ブロムメチル

- 43 2-4ジ=トロ-6-シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-4-ジニトロ-6-シクロヘキシルフェノール15%以下を含有する製剤を除く。

- 44 ペンタクロルエノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ペントクロルフェノールとして5%以下を含有するものを除く。

- 45 2-イソブロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

- 46 シクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのはいづれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として15%以下を含有するものを除く。

- 47 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン5%以下を含有するものを除く。

- 48 ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンンドエキソジメタノナフタリン5%以下を含有するものを除く。

- 52 ニ奥化エチレン50%以下を含有する製剤。ただし、ニ奥化エチレン50%以下を含有するものを除く。

- 53 1-4・5・6・7-ペントタクロロ-3a・4・7・7a-テトラヒドロ-4・7-(8・8-ジクロロメタノ)-1-インゴン及びこれを含有する製剤。ただし、1-4・5・6・7-ペントタクロロ-3a・4・7・a-テトラヒドロ-4・7-(8・8-ジクロロメタノ)-1-インデン20%以下を含有するものを除く。

- 54 クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容積300立方センチメートル以下の容器に収められた殺虫剤であつてクロルメチル50%以下を含有するものを除く。

- 50 硫酸カリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫

便
通
第3426号 第3種郵便物
報 公 县 取 鳥 田 金 額

00623

昭和38年5月10日 金額 日曜公報県取鳥田

昭和38年5月10日 金額 日曜公報県取鳥田

00624

- 55 硅沸化水素及びこれを含有する製剤
56 ジメチル2・2-ジクロロビビニルホスフエイト及び
これを含有する製剤
57 トリエタノールアンモニウム2・4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-マエノラート及びこれを含
有する製剤
58 ジメチル2・2-2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチ
ルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジ
メチル2・2-2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホ
スホネイ10%以下を含有するものを除く。
59 ジエチル-4-クロルフェニルメルカブトメチル
チオホスフエイト及びこれを含有する製剤
60 ジエチル-2-5-ジクロルフェニルメルカブトメチ
ルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
61 六塩化ベンゼン
62 ジプロムタロロプロパン及びこれを含有する製剤
63 ジクロロブチン及びこれを含有する製剤
64 テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイト及び
六塩化ベニソン

- 65 2・4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-
フェノール2%以下を含有する製剤
66 エヌ-メチル-1-ナフチルカルバメート及びこれ
を含有する製剤。ただし、エヌ-メチル-1-ナフチ
ルカルバメート3%以下を含有するものを除く。
67 ベータ-(2-(3・5-ジメチル-2-オキソシク
ロヘキシル)-2-ヒドロキシエチル)-グルタルイ
ミド及びこれを含有する製剤。ただし、ベータ-(
2-(3・5-ジメチル-2-オキソシクロヘキシル)
-2-ヒドロキシエチル)-グルタルイミド0.2%以
下を含有するものを除く。
68 トリブチル錫化合物及びこれを含有するものを除
く。
69 アクロレイン
70 2・0-ジー(ジエチルジチオホスホロ)-パラジ
オキサン及びこれを含有する製剤

- 71 過酸化尿素及びこれを含有する製剤。ただし、過酸
化尿素17%以下を含有するものを除く。
72 チオシアノ酢酸エチルエステル及びこれを含有する
製剤
73 ジメチルエチルカルバトエチルジチオホスフエ
イト及びこれを含有する製剤
74 ジメチル-4-メチルカルバト-3-メチルフェ
ニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
75 エチルエヌ-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
76 ジメチル-(エヌ-メチルカルバミルメチル)-ジ
チオホスフエイト及びこれを含有する製剤
77 ジメチルジプロムジクロルエチルホスエイト及び
これを含有する製剤
78 トリフェニル錫化合物及びこれを含有する製剤。に
だし、トリフェニル錫2%以下を含有するものを除く。
79 プラストサイシンSその塩類、及びこれらのいすれ
かを含有する製剤